

## 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する代執行支援事業申込規約

### 第1条（総則）

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する代執行支援事業（以下「本事業」といいます。）は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「当社」といいます。）が独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」といいます。）から交付されるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金（以下「基金」といいます。）により都道府県及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」といいます。）第26条第1項の政令で定める市（以下併せて「都道府県等」といいます。）が行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）第19条の8第1項の規定に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の措置（以下「支障除去等措置」という。）（ただし、特別措置法第2条第2項に規定する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係るものに限る。）又は特別措置法第13条第1項の規定に基づく処分等措置に要する費用の負担の支援を図るものであり、本事業に基づく助成金の交付（以下「助成金の交付」といいます。）は、申請（以下「本申請」といいます。）に基づき次条に該当するものについて適用するものとします。また、本制度については、本規約によるほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金交付要綱及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金交付要綱第4条第1項第4号事業実施要領の定めるところによります。

### 第2条（助成金を交付する対象者）

助成金を交付する対象者は、都道府県等とします。

### 第3条（助成金の交付の対象となる支障除去等措置又は処分等措置に要する費用の範囲）

助成金の交付の対象となる支障除去等措置又は処分等措置に要する費用の範囲は、以下のとおりとします。

1. 当社とのポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託（代執行）契約（以下「処理委託契約」といいます）に基づく当社の処理料金表により算出された処分費用
2. 収集運搬業者との契約に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬費用
3. 処理委託契約に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託のために必要不可欠である費用であって、機構の理事長が必要かつ適当と認めるもの

### 第4条（助成率）

都道府県等に対し、助成金として交付される額は、支障除去等措置又は処分等措置に要する費用（前条1項ないし3項記載の合計額）の総額に100分の75を乗じて得た額とします。なお、算定にあたっては、1円未満の額は切り捨てて計算するものとします。

### 第5条（申請書の審査）

当社は、都道府県等から本申請を受けた場合には、第2条及び第3条に基づき審査を行い、機構の確認を得た上でその結果を当該申請者に対して遅滞なく回答するものとします。なお、本申請に係る申請書、添付書類等及びこれらに記載される情報については、前記審査及び助成金の交付の目的の他には用いないことを約します。

### 第6条（申請書に虚偽の記載等があった場合の原状回復措置）

本申請書に虚偽又は不正の記載があり、かつこれに基づいて助成金の交付の決定がなされた場合には、決定を取り消すこととします。また、この場合において助成金の交付が完了しているときには、その消費の有無にかかわらず、都道府県等は、当社に対し、直ちに受領済みの助成金全額について、当社が交付を確認した日から完済に至るまでの日数に法定の利息を附して返還するものとします。

### 第7条（申請の取下げ）

助成金の交付決定通知後、都道府県等の都合により申請を取り下げようとするときは、当社へ連絡するものとします。この場合において、助成金の交付が完了している場合、都道府県等は、当社に対し、直ちに受領済みの助成金全額を返還するものとします。

### 第8条（その他）

上記のほか、本規約に記載の無い事項については、都道府県等と当社とが協議してこれを定めるものとします。